

令和6年8月通常会議  
議案第122号

# 大津市犯罪被害者等見舞金支給条例の 一部を改正する条例の制定について

令和6年9月26日  
市民部 自治協働課

## 1.改正概要

令和6年9月から滋賀県において「パートナーシップ宣誓制度」が開始されたことに伴い、性の多様性に対する理解増進とともにパートナーシップの宣誓をされた方々の生活上の不便を軽減する観点から、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族にパートナー関係にあった者を加えるもの

## 2.改正内容

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する。

改正前	改正後
(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)	(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出を <u>していないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者</u> 又は <u>パートナー関係にあった者</u> を含む。)
(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる場合)

第6条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

改正前	改正後
(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。	(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係又は <u>パートナー関係</u> を含む。)があるとき。
(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。	(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。	(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

### パートナー関係

当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。

## 3.施行日

公布の日

# 大津犯罪被害者等見舞金支給条例の 一部を改正する条例 新旧対照表

## 公布日施行分

### 大津市犯罪被害者等見舞金支給条例(平成14年12月20日条例第50号)新旧対照表

現行	改正後(案)
大津市犯罪被害者等見舞金支給条例	大津市犯罪被害者等見舞金支給条例
平成14年12月20日	平成14年12月20日
条例第50号	条例第50号
(遺族の範囲及び順位)	(遺族の範囲及び順位)
第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)	(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナー関係(当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。以下同じ。))にあった者を含む。)
(犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる場合)	(犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる場合)
第6条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。	第6条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。
(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。	(1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係又はパートナー関係を含む。)があるとき。